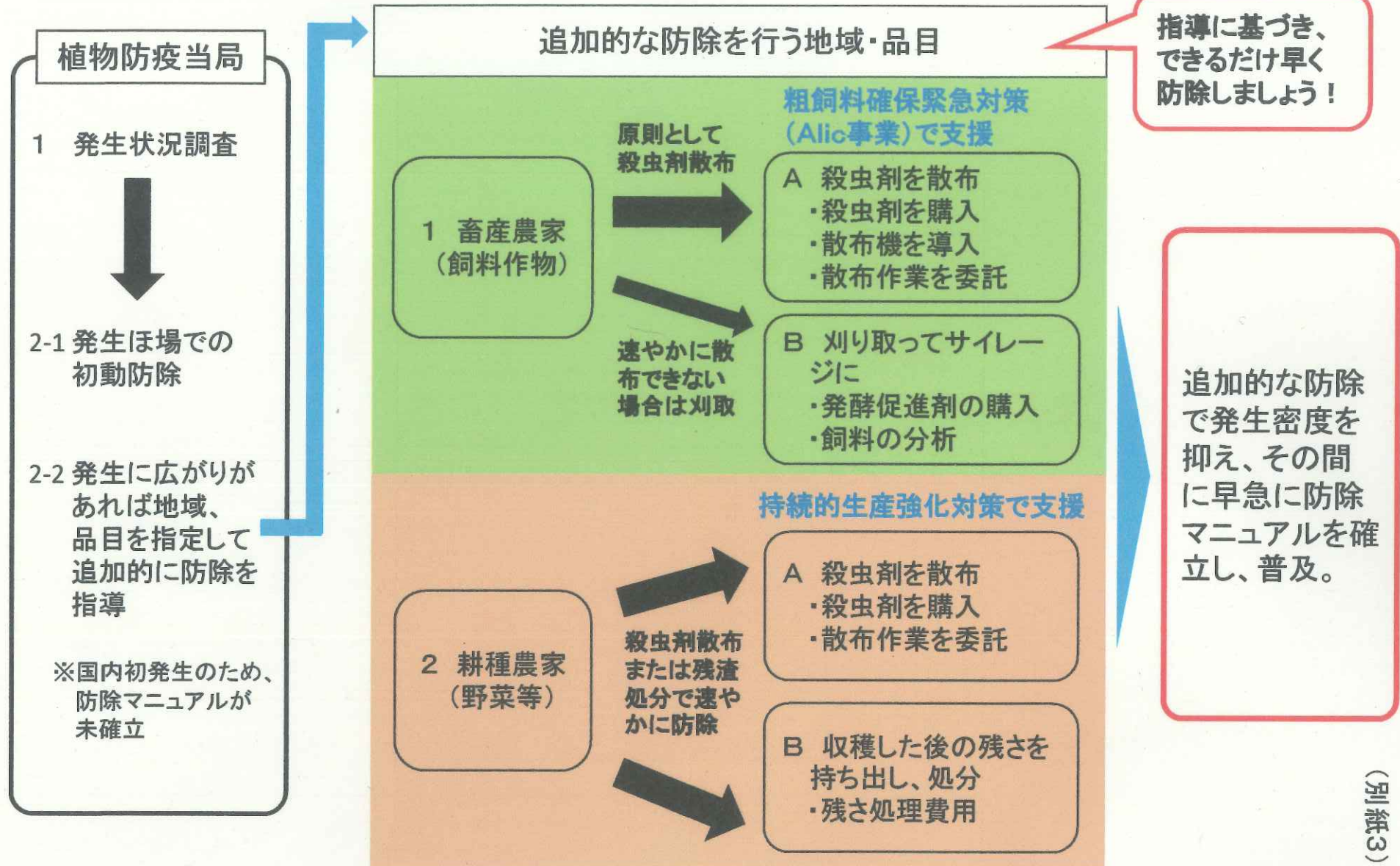


ツマジロクサヨトウのまん延防止のための防除に係る対応



ツマジロクサヨトウの初期のまん延防止のための防除に係る事業について

事業	対象品目	内容
① 粗飼料確保緊急対策事業	畜産農家（生産者集団含む）が生産する自給飼料 ※ 当該農家が米や野菜類等も生産している場合は、以下の②の事業を活用する。 ※ 対象は植物防疫所等の指導に基づき防除を行う地域・品目	・ 防除作業への支援 機械導入、薬剤等の資材の共同購入、散布作業の委託費用の一部を支援 【補助率 1/2以内】 飼料作物の安全性を確認する場合、その費用への支援 【補助率 定額】
		・ 飼料作物の早期刈取対策 発酵促進剤等の共同購入経費の一部を支援 【補助率 1/2以内】 品質確認を行う場合の費用や飼料作物の撤去費用を支援 【補助率 定額】
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> 原則として殺虫剤散布 </div>	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px;"> 速やかに散布できない場合は刈取 </div>	
② 持続的生産強化対策のうち、国内初発生病害虫の初期まん延防止緊急対策事業	農作物等 ※ 対象は植物防疫所等の指導に基づき防除を行う地域・品目	・ 防除作業への支援 薬剤の購入、散布作業の委託費用の一部を支援 【補助率 1/2以内】 ・ 収穫残渣の撤去・処分 収穫残渣の撤去・処分経費を支援 【補助率 定額】

※ 本対策の公表日以降に、植物防疫所等の指導に基づき実施した取組であれば、事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。その場合、薬剤の購入や作業の委託を行った日付、費用の額などが分かる書き物や写真（特に、収穫残渣を委託せずに処分する場合には、処分の前後の写真）、発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。